

安保法案、可決を強行 与党単独、野党は抵抗

共同通信 2015/7/15



衆院平和安全法制特別委で野党議員が抗議する中、安全保障関連法案の採決で起立する与党議員＝15日午後0時25分

集団的自衛権行使の解禁を柱とする安全保障関連法案は15日午後、衆院平和安全法制特別委員会では自民、公明両党の賛成により可決された。審議継続を強く求めた民主党など野党は採決阻止を試みて抵抗し、与党が単独で強行した。安倍晋三首相は採決に先立つ締めくくり質疑で「国民に十分な理解を得られていない」と認め「理解が進むよう努力を重ねていきたい」と強調した。与党は16日にも衆院本会議で可決・衆院通過させ、参院審議を経て今国会中に成立させる構えだ。

野党議員が採決反対を訴えるプラカードを掲げ、怒号が飛び交う中で、与党は採決に踏み切った。

安保法案、衆院特別委で可決 与党単独に反発

16日にも衆院通過

日経新聞 2015/7/15 11:04 (2015/7/15 13:29 更新)

衆院平和安全法制特別委員会は15日午後、安全保障関連法案を自民、公明両党の賛成多数で可決した。民主、維新、共産の野党3党は質疑打ち切りに反発して採決に加わらず、与党の単独採決になった。与党は16日の衆院本会議での可決、通過をめざす。安倍政権が今国会の最重要法案と位置づける安保関連法案は、成立に向けて大きな節目を迎えた。



衆院平和安全法制特別委で安全保障関連法案の採決に抗議し、委員長席に詰め寄る野党議員。中央は浜田委員長（15日午後）

特別委は15日午前、安倍晋三首相が出席し、3時間の締めくくり質疑を実施した。民主、維新、共産の野党3党は質疑に出席した。野党は質疑続行を求めたが、質疑が打ち切られた。維新が提出した安保関連法案の対案は与党の反対で否決された。その後、野党が抗議して怒号が飛び交う中、政府案を与党だけで可決した。

首相は質疑で「国際情勢が大きく変わっている中で今のままで国民を守っていけるのか。切れ目のない対応を可能とする今回の平和安全法制が必要だ」と強調。一方で「残念ながら国民の理解が進んでいる状況ではない」との認識も示した。

関連法案は、自衛隊法や武力攻撃事態法など改正10法案を一括した「平和安全法制整備法案」と、国際紛争に対処する他国軍を後方支援するため、自衛隊の海外派遣を随時可能にする新法「国際平和支援法案」の2本立て。歴代政権が憲法9条により禁じられていると解釈してきた集団的自衛権の行使を認める。成立すれば日本の安全保障政策の大きな転機になる。

法案は集団的自衛権の行使の是非のほか、他国軍の後方支援をどこまで認めるかなど多様な論点をはらむ。与党は審議時間が110時間を超えたため、採決の環境が整ったと判断。維新との修正協議は整わず、対米公約でもある安保関連法案の今国会成立に向け強硬姿勢に傾いた。

安保関連法案の主な内容

新法
国際平和支援法案
自衛隊が海外で米軍や他国軍を 後方支援する
平和安全法制整備法案 (10法を一括改正)
自衛隊法改正案
在外邦人の救出や米艦防護が できる
武力攻撃事態法改正案
「存立危機事態」を新設、集団的 自衛権行使が可能に
PKO協力法改正案
国連職員らを保護する「駆けつけ 警護」を認める
重要影響事態法案
日本周辺以外でも米軍や他国軍 を後方支援

特別委での可決を受け、自民党の佐藤勉国会対策委員長は記者団に「批判は承知の上の採決だ。現場の議論はどう見ても出尽くした感がある」と述べた。公明党の井上義久幹事長も「野党の賛成を得られなかったのは残念だが、論点はほぼ出尽くした」と語った。

民主党の岡田克也代表は「今採決する必然性はない。議論するほど反対の国民が増える中で暴挙に出た。政権政党として全く恥ずかしい」と批判。共産党の志位和夫委員長は「憲法9条、国民主権を蹂躪（じゅうりん）する暴挙だ」と訴えた。

衆院議院運営委員会は15日午後の理事会で、16日の衆院本会議の日程を話し合う。与党は16日の本会議採決を決めたい考えだ。今国会の会期末は9月27日。法案が16日に衆院を通過すれば、参院が議決しなくても60日後に否決したとみなして衆院で再可決できる憲法の「60日ルール」が適用できるため、会期内成立は確実になる。

野党が反発する中で与党が採決に踏み切ったことで、政権運営に影響を与えるとみられる。首相周辺は「安保関連法案の衆院採決でさらに内閣支持率が下がるのは避けられない」と身構える。野党は批判を強める構えで、参院での安保関連法案の審議入りが遅れたり、参院選挙区の1票の格差を縮める「合区」を導入する法案の成立がずれ込んだりする可能性がある。

安保法案、衆院委で可決 与党が採決強行



反対する野党議員に囲まれる中、安保関連法案の委員会採決をする浜田靖一委員長（中央右）＝15日午後0時25分、飯塚晋一撮影

安全保障関連法案は15日午後、衆院特別委員会で採決が行われ、自民・公明両党の賛成多数で可決された。審議を締めくくる総括質疑の終了後、維新の党が退席し、民主・共産両党が抗議する中、与党が採決を強行した。法案は16日にも衆院本会議で可決される見通しだが、安倍晋三首相は15日午前の締めくくりの総括質疑で「残念ながら、まだ国民の理解が進んでいる状況ではない」と認めた。

質疑で、首相は「必要な自衛の措置とは何かを考え抜く責任は私たちにある。批判に耳を傾けつつ、政策を前に進めていく必要がある」と述べ、採決の正当性を訴えた。また、十分な審議が行われたとの認識も示した。

一方、民主党の長妻昭代表代行は「国民の理解が得られていない中での強行採決は到底認められない」と批判。共産党の赤嶺政賢氏は「審議は尽くされていない。審議を続行すべきだ」と主張した。

質疑後、特別委の浜田靖一委員長（自民）が質疑の打ち切りを宣言。まず維新の党の対案が否決され、維新が退席。民主・共産が委員長席に詰め寄って抗議する中、与党の賛成多数で法案は可決された。民主の岡田克也代表は記者団に「違憲の疑いが極めて濃い法案が強行採決されたことに強く抗議する」と語った。

特別委に先立ち、自民、公明両党は15日朝、幹事長らが会談し、16日の衆院本会議で法案の衆院通過をめざす方針を確認した。

法案については、多くの憲法学者が憲法違反だと指摘。報道各社の世論調査でも法案への反対意見が多い。だが、与党は法案の審議時間は14日までに113時間を超えて審議は尽くされたと主張。また、これ以上審議を続けても、法案に対する世論の理解が深まらず、内閣支持率の低下を招く可能性もあると判断し、採決に踏み切った。

関連法案は、武力攻撃事態法改正案、周辺事態法改正案（重要影響事態法案に名称変更）、国連平和維持活動（PKO）協力法改正案などの改正案10本を束ねた一括法案「平和安

全法制整備法案」と、国会の事前承認があればどこでも素早く自衛隊を紛争地に派遣することを可能にする「国際平和支援法案」の二本立てとなっている。

■安全保障法制の全体像

<新法案>

- ・国際平和支援法案

<改正法案>

- ・武力攻撃事態法改正案
- ・周辺事態法→重要影響事態法案
- ・PKO協力法改正案
- ・自衛隊法改正案
- ・船舶検査法改正案
- ・米軍行動円滑化法→米軍等行動円滑化法案
- ・海上輸送規制法改正案
- ・捕虜取り扱い法改正案
- ・特定公共施設利用法改正案
- ・国家安全保障会議（NSC）設置法改正案
（→は改正とともに法律名も変更）

■想定される主な政治日程

<今週中> 安保関連法案の衆院通過、参院送付

<7月下旬以降> 安保関連法案の参院審議入り

<8月15日 終戦の日> この日までに安倍首相が戦後70年の談話発表

<9月中> 政府与党、安保関連法案成立めざす

<9月27日> 延長国会の会期末

<9月30日> 自民党・安倍総裁（首相）の任期満了

<9月下旬> 国連総会

安保法案：「拙速」批判免れず 特別委可決

毎日新聞 2015年07月15日 13時01分

集団的自衛権の行使容認を柱とする安全保障関連法案の審議が深まらないまま、与党は採決に踏みきり、国民の法案への理解は置き去りにされた。安倍晋三首相は安全保障環境の変化から「切れ目のない対応を可能とする平和安全法制が必要だ」と強調するが、集団的自衛権行使の判断基準や後方支援を行う自衛隊の活動が実際にどこまで広がるかなど、不明瞭な点は多い。

集団的自衛権について、首相は日本周辺有事の際に日本の防衛にあたる米艦船や日本人を輸送中の米艦船が攻撃を受ける「明白な危機」があると政府が判断すれば行使は可能と説明する。だが、「明白な危機」をどのような時点で、どんな基準で判断するのかは明確になっていない。

自衛隊の他国軍への後方支援も、周辺事態法を改正する「重要影響事態法案」と、恒久法の「国際平和支援法案」で、地理的制約を受けずに幅広い活動が可能となる。国際貢献の幅を広げるのが狙いだが、後方支援の範囲は従来の「非戦闘地域」から「現に戦闘が行われている現場以外」となる。野党や有識者から「戦闘現場に肉薄」し、他国軍の武力行使と一体化し「違憲」だとの指摘が出るが、政府は説得力ある説明をしきれていない。国連平和維持活動（PKO）協力法改正案についても、治安維持任務が可能になり、自衛隊の活動は人道支援から広がる。政府は「自衛隊員のリスクは増大しない」との説明に終始するが、どのように危険を回避するかは判然としない。

15日の質疑で審議時間は約116時間に上ったが、最大の論点だった「歯止め」は明確にならず、むしろあいまいさが浮き彫りになっている。採決を急いだ政府・与党への「拙速」との批判は免れない。【高山祐】

安保関連法案、衆院特別委で可決...自・公が賛成

読売新聞 2015年07月15日 12時33分



衆院平和安全法制特別委員会で民主党議員らが反対する中、安全保障関連法案を可決し、退出する浜田委員長（15日午後0時25分、国会で）＝清水敏明撮影

今国会最大の焦点となっている安全保障関連法案は15日午後、衆院平和安全法制特別委員会（浜田靖一委員長）で採決が行われ、自民、公明両党の賛成多数で可決された。

民主、維新、共産の野党3党は採決に反発、退席したり、浜田氏を取り囲んだりして委員会は混乱した。与党は、関連法案を16日の衆院本会議で可決、参院に送付する方針だ。

特別委では、採決に先立ち、締めくくり質疑が行われた。首相は法整備の意義について「安全保障環境の変化に目をこらさないといけない。国民の命を守るために切れ目ない対応を可能とする今回の法制が必要だ」と強調した。「残念ながらまだ国民の理解が進んでいない状況ではない。国民の理解が進むようにしていきたい」とも語った。

民主党の長妻昭代表代行は「国民に説明を尽くしたのか。強行採決は到底認められない」と述べ、採決の取りやめを首相に求めた。同党の大串博志氏も「国民の理解が進んでいない中で採決にゴーサインを出すというのはいり得ない」と批判した。締めくくり質疑は、傍聴席から野党議員の怒号が飛び交う中で行われた。

戦争法案「違憲」の指摘 相次ぐ

衆院安保特公聴会 3氏の公述（要旨）

赤旗 2015年7月15日(水)

13日の衆院安保法制特別委員会の公聴会で公述した東京慈恵会医科大学の小沢隆一教授、首都大学東京の木村草太准教授、法政大学の山口二郎教授の要旨を紹介します。

歯止めなき武力行使

東京慈恵会医科大教授 小沢隆一さん

私も呼びかけ人の1人である憲法研究者の声明（6月3日）が述べているように、今回の法案にはいくつかの看過しがたい違憲性が含まれています。



第一に、「存立危機事態対処」は、歯止めのない集団的自衛権行使につながりかねません。何を基準として「他に適当な手段がなく」事態に対処するため自衛隊の武力行使を認めるのか曖昧です。国だけでなく指定公共機関（民間企業）や地方自治体にも、集団的自衛権行使に伴う措置を行わせることを排除しておらず、重大な問題をはらんでいます。

重要影響事態法案における「後方支援活動」と国際平和支援法案における「協力支援活動」は、政府側は武力行使にあたらないとしますが、これは「後方支援」＝兵たんは武力行使の一環という国際法、国際社会の常識に反します。活動地域に地理的限定がなく、現に戦闘地域・行為が行われている現場以外のどこでも行われ、従来の周辺事態法やテロ特措法・イラク特措法では禁じられていた弾薬の提供が可能になります。自衛隊が戦闘現場近くで外国の軍隊へ緊密に支援活動を行うことは、外国の武力行使とは一体化でないという論はおよそ成立しません。ここでの自衛隊の支援活動は武力行使に該当し、憲法9条1項に違反します。

深刻なのは、支援活動中に武力紛争の相手側に拘束された自衛隊員が、捕虜としての扱いを受けないことです。これは8日の本委員会での岸田外務大臣の答弁で確認されています。他国の軍隊へ支援活動をする自衛隊は、相手側からすれば敵対行為に直接参加するものとして、文民としての保護を受けない可能性があります。私は自衛隊を憲法9条に反する存在として判断しますが、自衛隊員の生命や権利が軽んじられることはあってはなりません。

さらに自衛隊法改正法案95条の2の規定は、集団的自衛権の前倒しとしての意味をもちます。これは「わが国の防衛に資する」とされる活動をしている米軍などの「武器等防護」をするため、自衛隊に武器の使用を認める規定です。自衛隊が米軍などと、警戒監視活動や軍事演習など平時から事実上の同盟軍的な行動をとることを想定していると思われる。このような活動が周辺諸国との軍事的緊張を高め、偶発的な武力紛争を誘発する可能性があります。

憲法に基づく政治、立憲政治を担う国会機関としての最低限の責務として、議員にはこのような重大な問題をはらむ法案の拙速な審議と採決を断じて行わないよう求めます。

法律家の大半の見解

首都大学東京准教授 木村草太さん

日本への武力攻撃の着手がない段階での武力行使は違憲です。「我が国の存立」という言葉を従来の政府見解から離れて解釈するのであれば、存立危機事態条項は、日本への武力攻撃の着手のない段階での武力行使を根拠づけるもので、明白に憲法違反です。



法律家の大半が一致する見解であり、裁判所が同様の見解をとる可能性も高いといえます。存立危機事態条項の制定は、看過しがたい訴訟リスクを発生させます。

また、「我が国の存立」という言葉は曖昧模糊（もこ）としています。明確な解釈指針を伴わない法文は、いかなる場合に武力行使を行えるかの基準を曖昧にするもので、憲法9条違反以前に、そもそも違憲と評価すべきでしょう。これでは、武力行使の判断を白紙で一任するようなもので、法の支配そのものの危機だといえます。

国家は、国民により負託された権限しか行使できません。軍事権を日本国政府に付与するか否かは、主権者である国民が憲法を通じて決めることです。憲法改正が実現できないということは、それを国民が望んでいないということでしょう。憲法を無視した政策論は、国民を無視した政策論だと自覚しなければならないと思います。

反知性の政府に疑問

法政大教授 山口二郎さん

この法案は専守防衛を逸脱するものであり、憲法違反であると考えます。後方支援であれ、他国の武力行使に一体化することは、戦争への参加を意味します。このことは、自衛隊員の危険を高め、日本国内に生活する国民の危険をも高めます。



アメリカによるイラク戦争に参戦したイギリスとスペインで大規模なテロが発生し、多くの市民が犠牲になったことを忘れてはなりません。戦争に参加する以上、さまざまな攻撃を受ける危険がある現実を、包み隠さず自衛隊員と国民に告知することが指導者の責務だと言いたい。

安倍首相は野党の質問に対して、自分は総理大臣だから正しいとか、合憲、安全だと確信していると答え、それ以上議論を深めようとしていません。根拠と論理を示して説明することが為政者の義務ですが、国会の審議は空洞化していると言わざるをえません。

政治の世界に反知性主義がまん延する現状において、日本の政府は日本の安全と国益を守るために冷静な判断を下すだろうかと疑問を持ちます。武力行使の範囲が広がる一方で、政治家の現実主義的な判断能力が低下する。このギャップこそが、日本にとっての存立を脅かす事態だと憂慮しています。

戦争法案 採決許さない

国会包む 2万人の熱気 東京・日比谷

「戦争する国」絶対反対

2015年7月15日(水)



(写真)「戦争法案廃案、強行採決反対」と集まった人たち。演壇であいさつするのは山下書記局長＝14日、東京・日比谷野外音楽堂

衆院安保法制特別委員会で15日にも戦争法案の採決強行を狙う政府・与党は許せないと14日夜、採決強行反対と法案の廃案を求める大集会が東京・日比谷野外音楽堂で開かれました。2万人(主催者発表)を超える人が駆けつけました。会場に入りきれない人が長蛇の列をつくり、集会途中から、「安倍政治を許さない」と書いたプラカードを持って、「“戦争する国”絶対反対」とコールしながら、国会に向けて怒りのデモ行進をしました。

集会最後の行動提起で、「2万を超える人たちは廃案を求める全国の民衆を代表しています。それを確信にして、今日をスタートに明日から数万人の国会前座り込みと、全国のた

たかいで廃案の意思を与党に示そう」と呼びかけました。会場から「ウォー」という大歓声が沸き起こりました。

安全保障関連法案に反対する学者の会の佐藤学氏、作家の落合恵子氏、真宗大谷派東本願寺の寺田正寛氏、日本弁護士連合会の山岸良太・憲法問題対策本部長代行がゲストスピーチしました。

佐藤氏は、「殺し、殺される環境に日本人を出すわけにはいかない。こんな時代を迎えるために学び、たたかってきたわけじゃない。廃案にするまでともにがんばろう」と訴えました。

寺田氏は「法案廃案に、宗門あげてみなさんとともにがんばります」と発言。山岸氏は「憲法違反の法案を廃案にするため全力をつくしましょう」と呼びかけました。

日本共産党の衆参国会議員14人が登壇し、代表して山下芳生書記局長（参院議員）があいさつ。民主党の枝野幸男幹事長、社民党の福島瑞穂副党首、生活の主濱了副代表があいさつしました。

プレ企画では、アイドルグループ「制服向上委員会」が憲法9条の大切さを歌った「第九」などを熱唱。「強行採決絶対反対！」のコールに会場も一体となりました。

衆院議員面会所では、日本共産党の国会議員15人、民主、社民の議員がデモ隊を出迎え、エールを交換しました。

主催は「戦争させない・9条壊すな！ 総がかり行動実行委員会」です。

空前の運動で廃案に

山下書記局長が訴え

日本共産党の山下芳生書記局長は、政府・与党が15日にも採決を強行しようとしていることを取り上げ、「とんでもない」と批判。「憲法違反の法案は、どんなに審議を重ねても『合憲』にはなりません」と訴えると、会場から大きな拍手が起こりました。空前の規模で行動にたちあがっている若い世代をはじめ、女性、年配の人たちがスクラムを組んでたたかっていることを紹介して、「そこに自信と確信をもって、たたかいを広げに広げ、法案を阻止しよう」と呼びかけました。